

燕市告示第 124 号

燕市空き家跡地活用促進補助金交付要綱（令和3年燕市告示第73号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

燕 市 長 鈴 木 力

第 1 条中「空き家等」を「空き家」に改める。

第 2 条第 2 号及び第 4 号、第 3 条、第 4 条第 1 号及び第 4 号並びに第 5 条第 1 号中「補助対象空き家等」を「補助対象空き家」に改める。

第 6 条第 1 項中「、その額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるもの」を「、50 万円を上限」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、その額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

第 6 条第 3 項第 1 号中「補助対象空き家」を「補助対象空き家の解体工事費」に改める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。